



# 広報もとみや号外

平成23年  
7月13日発行  
本宮市  
秘書広報課  
☎33-1111

No. 6

公園・広場など

## 表土除去を実施決定



▲表土除去を予定しているみずいろ公園・わんぱく広場

7月12日に市では、多くの市民の皆さんが利用する施設の表土除去を実施することに決定しました。

これは、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が確認された施設を対象とし実施するもので、公園・広場・地域グラウンドなどが対象となります。

市では、各施設の線量測定を行うとともに、早期に表土除去を行うための準備を進めています。

なお、対象施設は次回号外でお知らせいたします。

## 中学生以下の子どもと妊婦に 積算線量計を配付決定

市では、中学生以下の子どもと妊婦を対象に、放射線の積算線量を測定するガラスバッジを配付することにしました。

ガラスバッジは、首などから下げ一定期間着用後、回収し専門機関に測定を依頼します。

準備が整い次第配付する予定です。



配付予定のものと同種類のガラスバッジの写真。放射線を照射したある種のガラスに紫外線を当てると光を放つ性質を利用して積算線量を測定するもので、ガラス線量計ともいいます。

## 放射線健康リスク管理アドバイザー 野口邦和 日大専任講師が就任



放射線防護学の第一人者で日本大学の専任講師 野口邦和先生に、7月から本市の放射線健康リスク管理アドバイザーに就任していただきました。野口先生には、これまでも学校の表土除去のアドバイスをいただいたほか講演会で放射線と日常生活の注重点に関する講演会の講師を努めていただきました。

## 市長メッセージ 震災から4カ月 復興に全力



本宮市長 高松 義行

東日本大震災から、4カ月が経過いたしました。この間、市民の皆様をはじめ、各種団体、企業の皆様方から義援金をはじめ心温まるご支援をいただき、深く感謝申し上げます。さて、地震発生当初、本宮市は震度5強と発表されましたが、隣接市町村や中通り地域の多くが震度6弱以上であり、国に対し被害の状況がそれらの市町村と変わりがなく、状況を強く説明しました結果、6月23日に気象庁が本市を「震度6弱」と訂

正する成果を得ることができ、今後の災害復旧事業に対する国からの財政支援に大きく貢献するものと認識しております。

また、先月より線量計の貸出しを始め、市民の皆様の協力をいただきながら、市独自の線量マップを作成・早期に公表していくとともに運動場・広場・公園等の除染を急ぎたいと考えております。

さて、全国的に節電が要請される中、市では、市民の皆様が憩う場を提供するため、中央公民館、えぼか、白沢公民館としらさわ夢図書館では、快適な空調設定をしていますのでご利用ください。

また、本市に建設された応急仮設住宅には、浪江町の方々が今月中旬ごろより入居を予定されております。本市も被災地ではありませんが、同じ県民として積極的な支援をしていかなければならないと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

# 小中学生、幼児と保護者 屋内プールの無料開放



▲無料開放する本宮市民プール

市内の小・中学生、幼児とその保護者の皆さんは、夏休み期間中、市民プールと白沢B&G海洋センターを無料で利用することができます。夏休みの子どもたちの健康づくりにためご利用ください。

## ◆期間

7月21日(木)～

8月31日(水)

小・中学生は、教育委員会の指定する日となります。幼児とその保護者は、各プールの全営業日が対象です。

## ◆時間帯

小・中学生は、教育委員会の割り振る時間です。

幼児とその保護者は、火曜日から金曜日の午後1時から午後9時まで、それ以外の曜日は午前10時から午後9時まで幼児用のプールが利用できません。

## ◆その他

小学1年～3年生は、水着着用の保護者同伴

## ◆お問い合わせ先

生涯学習センター  
 白沢公民館 ☎33-2611  
 市民プール ☎44-2350  
 白沢B&G海洋センター ☎34-3003  
 ☎44-3318

# ネッククーラーを配付

市では小・中学生の熱中症対策として、首に巻くとひんやりするネッククーラーを配付します。ネッククーラーは、水に浸して首に巻くもので、1日冷たさが持続します。



首に巻くだけでひんやり涼しいネッククーラー

## ◆問い合わせ先

教育部 幼保学校課

☎内線236

# ふくしまっ子夏の体験活動応援事業

福島県と市では、子どもの健全育成を図るため、次のとおり自然体験・交流体験を行う事業に補助します。

## 夏の体験活動応援補助事業

福島県では、学校(幼稚園・保育所含む)・公民館・PTA・スポーツ少年団・子供会・育成会・社会教育団体などが、夏に行う自然体験活動や交流体験の事業に対して宿泊費や交通費等を補助します。学校の部活も補助対象で、1団体1回限り補助を受けることができます。なお、詳しくは担当係までお問い合わせください。

## ◆補助期間

7月～9月末

## ◆補助対象者

幼児、小学生、中学生と引率者

## ◆補助内容

県内で実施する体験活動(自然体験・交流体験・林間学校・キャンプなど)について、宿泊費と交通費などを補助します。

▼宿泊費 ひとり1泊7千円(上限7泊)

▼交通費 ひとり上限5千円

## 体験等活動補助事業

市では、学校(幼稚園・保育所含む)・公民館・PTA・スポーツ少年団・子ども会・育成会・社会教育団体と旅行業者が行う自然体験学習などの活動に対して交通費と保険料を補助します。1団体1回限り補助で、「ふくしまっ子夏の体験活動応援補助事業」の補助を受けた団体は補助を受けることはできません。なお、詳しくは左記までお問い合わせください。

## ◆補助期間

10月～1月末

## ◆補助対象者

幼児、小学生、中学生と引率者

## ◆問い合わせ先

(学校、PTA以外の団体) 生涯学習センター ☎33-2611  
 (学校、PTA) 教育部 幼保学校課 ☎33-1111





# 震災後の行動を記録してください 健康管理調査が始まります

福島県では、原発事故に係る県民の不安の解消、長期にわたる県民の健康管理による安全・安心の確保を目的に、3月11日時点で県内に居住していた方を対象に県民健康管理調査を実施します。この調査は、3月11日から25日の行動記録により、放射線による被ばく線量の推計を行うこととしていきます。市としても、市民の皆さまの健康管理に意を注いでまいりますので、この調査に積極的にご協力いただきますようお願いいたします。

このため、「いつ」「どこに」「どのくらい居たか」「どのように移動したか」などが被ばく線量を推計する上で重要な情報となります。つきましては、当時のことを思い出し、また、ご一緒に行動された方々ともご相談のうえ、行動を記録（メモ）しておいてくださいますようお願いいたします。

市としても、市民の皆さまの健康を守るため、健康管理調査に積極的に協力してまいりますのでご協力をお願いいたします。

## 平成 23 年度 県民健康管理調査 基本調査 問診票(案)

みほん

このたびは、調査にご協力いただきありがとうございます。  
以下の欄にご記入いただく個人情報は、福島県が行う健康管理調査のためのみに使用し、一切公開することはありません。  
※本問診票には、ご本人がご記入ください。ただし、乳幼児の場合には保護者の方が、高齢等によりご自分で記入できない場合には家族の方や同居されている方がご記入下さい。当てはまるものの口には✓を記入してください。

受付番号	
調査ID	
ご記入日：平成 23 年 ____ 月 ____ 日	回答者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理（続柄 _____）
ふりがな ご氏名：	性別： 男 ・ 女
生年月日： 明治・大正・昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
本籍地（国籍）： 都・道・府・県      市・区      区・町・村	
住民票上の住所：〒 ____ - ____ 都・道・府・県      市・区      区・町・村	
連絡先電話番号（携帯電話など）*：(____) ____ - ____ <small>※記入漏れなどの確認のために、調査担当者が直接お尋ねすることがあり、その際に必要となります。</small>	
現在、同居されている方がいますか。 <input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 家族と同居している（夫婦二人暮らしも含む） <input type="checkbox"/> 施設で生活している <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <small>中学生以下の方は、同居している家族を教えてください。（いくつでも✓）</small> <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
あなたは「放射線業務従事者」になったことがありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> わからない→具体的なお仕事を書いてください（ _____ ）	

▲健康管理調査の基本調査問診票（案）。震災後の行動などをできるだけ思い出して記録しておいてください。また、3月中に食べた自家栽培の野菜や、飲料水の種類を記入する項目もあります。

「問診票（案）」は福島県(災害対策本部)のホームページからもダウンロードすることができます。  
(<http://www.pref.fukushima.jp/j/>)  
(平成23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(県災害対策本部ホームページ)＞原子力災害情報＞県民健康管理調査について)

### ◆問い合わせ先

#### ○ 調査全般に関するお問合せ

福島県災害対策本部 救援班 県民健康管理チーム  
電話番号 024-521-8028 (8:30～19:00) E-mail kenkoukanri@pref.fukushima.jp

## チャレンジ・サマー イン 直島2011 参加者募集

進研ゼミのベネッセグループのひとつ、ベネッセアートサイト直島では、アートの島として有名な香川県香川郡の直島に本宮市の小学生20人を招待します。4泊5日の日程で、勉強会・海水浴・お祭りなど香川県の小学生と交流を深めます。瀬戸内海に浮かぶ美しい直島で、新しい仲間と出会い、友情を結ぶ体験から生きる力を育む元気で楽しいキャンプに参加してはいかがでしょうか。詳しくは、小学校を通じてお配りしたチラシをご覧ください。

日 程 8月21日(日)～25日(木) 4泊5日

申込み締切 7月25日(月)

問い合わせ先 直島ふるさとの海の家つつじ荘(香川県) ☎087-892-2838 (9時～18時)

# 被災された皆さまへ

## 被災者生活再建支援制度のご案内

被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する制度です。支給金額は住宅の被害程度、住宅の再建方法により異なりますが、最高300万円の支援金が支給されます。

### ◆対象となる世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### ◆支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額です。（世帯人数が1人の場合は、4分の3の額）  
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

■全壊・解体・長期避難（対

象世帯の①②③に該当）

100万円(75万円)

■大規模半壊（対象世帯の④に該当）

50万円(37万5千円)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

■建設・購入  
200万円(150万円)

■補修  
100万円(75万円)

■賃貸（公営住宅以外）  
50万円(37万5千円)

### ◆申請窓口

本庁 生活安全課  
支所 市民福祉課

### ◆申請時の添付書面

- ① 基礎支援金  
り 災証明書、住民票など
- ② 加算支援金  
契約書（住宅の購入、賃借等）など

### ◆問い合わせ先

生活安全課 ☎内線112

# 事業者の皆さまへ

## 本宮市緊急経済対策資金 保証料補助制度のご案内

福島県では、東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、「ふく

しま復興特別資金」を創設し、6月1日より取扱を開始いたします。

この資金は、融資後3年間は県が利子補給を行うことにより実質無利子となります。

本宮市では、この制度を利用した市内の中小企業を対象として信用保証料の3カ年相当分を補助することといたしました。

◆信用保証料20万円を上限に補助金として交付いたします。

### \*\*\*\*\* 福島県中小企業制度融資「緊急経済対策資金」ふくしま復興特別資金のあらまし

#### ◆対象者

福島県内に事業所を有し、次のいずれかの要件を満たす中小企業者

- ア 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者（県内事業所の住所地在管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）
- イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有する者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）

ウ 震災発生後の最近3カ月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高」という。）が前年同期に比して10%以上減少している者

（県内事業所の住所地在管轄する市町村が発行する証明書を要する）

◆融資限度 運転資金、設備資金、8千万円（併用時は8千万限度）

◆融資期間 15年以内（うち据置3年以内）

◆融資利率 固定 年1・5%以内（融資後3年間は利子補給）

◆保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

年0・5%（責任共有制度対象外で100%保証）

◆担保 審査により必要になる場合があります。

◆保証人 法人1名以上、個人必要により（原則第三者保証人は不要）

◆申込み先 県内の金融機関（銀行・信用金庫・信用組合）

※融資については、金融機関および信用保証協会の審査により決定されますのでご了承願います。  
\*\*\*\*\*

信用保証料補助金の申請は、融資を受けた際に、取扱金融機関で所定の手続きをしてください。申請の手続きがない場合は、信用保証料補助は受けられませんのでご注意ください。

### ◆問い合わせ先

商工労政課 商工労政係 ☎内線152